

特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案） （予防接種に関する事務）の概要

1 特定個人情報保護評価

マイナンバーを含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）の取扱いによって発生するリスクを分析し、そのリスクをどのようにして軽減するかを、所定の様式の評価書に記載し、公表します。

2 実施の仕組み

- ・対象人数（システム上に保有する個人の数）等によって異なる種類の評価（基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価）を実施します。
- ・対象人数が30万人以上の場合、基礎項目評価に加えて全項目評価を実施します。
- ・今回は、予防接種事務に新たな特定個人情報の取扱い及び従来取扱いの変更が生じ、特定個人情報ファイルに対する重要な変更該当するため、全項目評価の再実施を行います。

3 趣旨

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、本市では、予防接種に関する事務で保健センターシステムやワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）等を利用し、特定個人情報ファイルを保有しています。

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の実施に当たり、VRSの接種証明書の電子交付機能の利用及びVRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に伴い、新たな特定個人情報の取扱い及び従来取扱いの変更が生じることから、全項目評価の再実施が必要となります。

このため、特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）について、広く市民の皆さんのご意見を募集します。

4 主な変更内容

- （1）基本情報、事務の内容、特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、VRSの接種証明書の電子交付機能の利用に関する内容を追記（評価書5, 8, 10, 13, 15, 17～19, 24, 33ページ）
- （2）事務の内容、特定個人情報ファイルの概要、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更に係る内容を追記及び修正（評価書8, 10, 11, 17, 23, 26, 27ページ）
- （3）デジタル庁創設により、行政機関の名称を修正（評価書35, 36ページ）

5 根拠法令等

- （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- （2）特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- （3）特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会）